

サイバーセキュリティ政策の評価等の基本方針(案)

平成 19 年 2 月 2 日

平成 23 年 7 月 8 日改定

平成 26 年 1 月 日改定

情報セキュリティ政策会議決定

情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）は、世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間の構築に向けて、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日政策会議決定。以下「戦略」という。）及び戦略に基づく年度計画で定められた諸施策の進捗状況及び成果につき、以下のとおり評価指標に基づくデータの把握及び評価、補完調査、分析等（以下「評価等」という。）を実施し、サイバーセキュリティ政策に係る年次報告を取りまとめるものとする。

これらの取組は、「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて」（平成 16 年 12 月 7 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき政策会議が行うものであり、内閣官房及び各府省庁はこれに協力するものとする。

1 実施方針の策定

政策会議は、サイバー空間と実空間の融合・一体化の進展、サイバー空間を取り巻くリスクの深刻化という環境変化を踏まえ、必要に応じて内閣官房及び各府省庁の協力を得て、毎年、評価等の実施方針を策定するものとする。

2 年次報告の取りまとめ・公表

政策会議は、毎年、1 で述べた実施方針に則り関係施策の評価等を実施し、その結果を年次報告として取りまとめ、サイバーセキュリティ上の特性に配慮しつつ公表するものとする。

内閣官房情報セキュリティセンターは、それに必要となる資料と年次報告の原案を取りまとめるものとする。

3 P D C A の徹底

政策会議は、年次報告における「取組が不十分と認められる事項」、「更なる取組の改善が期待できる事項」及び「新たに明らかになった克服や解決が必要

となる事項」に関して、内閣官房及び各府省庁が効率的かつ効果的な対応を行うことができるよう必要な取組を推進し、P D C Aの徹底を図ることとする。

4 年度計画等への反映

政策会議は、3に述べた事項、これらの事項に対処するために必要な施策及びその施策により実現しようとする姿を、その定める年度計画及び戦略に反映するように努めることとする。